

連合北海道男女平等推進委員会

「男女平等参画社会の実現に向けた要請行動」

連合北海道男女平等参画推進委員会は、6月7日に北海道労働局に対し、「男女平等参画社会の実現に向けた要請」を実施しました。

はじめに、萩原委員長から北海道労働局雇用環境・均等部の佐々木部長に要請書を手渡したあと、「連合北海道は『男女平等参画社会』の実現をめざしてとりくみを展開している。企業における女性活躍促進のための行動計画策定等の取組について、事業主の規模にかかわらず指導、周知していただきたい。カスタマーハラスメントについては、企業マニュアルの周知、従業員の就業環境を整えることに加えて、被害者への配慮も必要である。実行を高めるために、要請事項を労働局の取り組みに積極的に反映してほしい。」と挨拶しました。



次に、金子事務局長から要請内容の趣旨説明がありました。1. 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に従いその活動を支援すること、2. 自治体における相談・支援の窓口業務を担っている臨時職員・非常勤職員の雇用の安定と処遇改善、3. 災害の発生に備え多様なニーズを反映した防災・災害対策のため、防災担当に女性職員を配置するなど、男女共同参画局がまとめたガイドラインの周知、4. 女性活躍推進法を踏まえ、事業主の規模を問わず一般事業主行動計画の策定について周知すること、5. カスタマーハラスメントについて、企業マニュアルの周知、被害者への配慮など企業が従業員を守る就業環境を作ること、6. 同性パートナーシップ制度の導入やあらゆる差別禁止の重要性について周知すること、の6項目について要請しました。労働局からは、「各種機関や団体との連携・協力」「引き続き情報や取組の周知」を行っていく、また、本日の要請について、当局のみで行えないこともあるが、機会をとらえて厚生労働省に要請の趣旨をお伝えしたい、との回答がありました。加えて参加者から、「賃金の差異の要因分析と是正について、そこで働く労働者に不合理な格差があったとき助言では改善されない。監督、指導できないのか」また、「『女性活躍推進データベース』は、企業が随時更新することになっているが、古いままの企業もあるので、データは適切に更新してほしい。」という意見が上げられました。「局としては監督、指導はできない。アドバイス、助言のみであるが、労働基準法違反の企業が出た場合は、指導しハローワークで求人を受けない」と回答がありました。

最後に、萩原委員長から「立場は異なっても、めざすものは同じ。カスハラは昔からあったが、新しい課題も出てきて、その解決に向けての動きも出てきている。女性に限らないが、お互いの立場で前へ進めて行きたい」という話があり、要請行動は終了しました。

連合北海道男女平等参画推進委員会は、今後も男性、女性といった性別に関わらず、誰もが安心してはたらき続けられる「男女平等参画社会」の実現に向けて取り組みを進めていきます。



○参加者○

委員長	萩原 光典	副会長
事務局長	金子 ユリ	副事務局長
事務局長次長	山田 新吾	組織労働局長
	皆川 洋仁	組織対策局長
	横内 智子	女性委員会事務局次長
	中野 由郁	執行委員
	勝又真由美	組織労働局兼 ジェンダー平等局次長
幹事	齋藤航太郎	国公連合書記次長
	末富 ゆき	国公連合執行委員
	中川裕美子	情報労連事務局次長
	光崎 聡	札幌地区連合副事務局長
オブザーバー	菊地 貴子	北教組女性部長